

九州共立大学大学院スポーツ学研究科スポーツ学専攻 設置の趣旨等を記載した書類

目次

- ① 設置の趣旨および必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.1
 - ア 建学の精神、大学の基本理念、および、使命・目的等
 - イ 基礎となる学部・学科におけるスポーツ指導者育成
 - ウ 大学院研究科の必要性および社会的・時期的な背景
 - エ 学位授与方針（DP）および養成する人材像
 - オ 中心的な学問分野
 - カ 修了後の進路

- ② 修士課程までの構想か、または、博士課程の設置を目指した構想か・・・・・・・・ p.8

- ③ 研究科、専攻等の名称および学位の名称・・・・・・・・・・・・・・・・ p.8

- ④ 教育課程の編成の考え方および特色・・・・・・・・・・・・・・・・ p.9
 - ア 教育課程編成の考え方
 - イ 教育課程編成の特色

- ⑤ 教員組織の編成の考え方および特色・・・・・・・・・・・・・・・・ p.12
 - ア 教員組織編成の考え方と特色
 - イ 職位・年齢の構成

- ⑥ 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件・・・・・・・・ p.13
 - ア 教育方法
 - イ 履修指導の方法
 - ウ 研究指導の方法
 - エ 修了要件

- ⑦ 施設・設備等の整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・ p.17
 - ア 校地、運動場の整備計画
 - イ 校舎等施設の整備計画
 - ウ 図書等の資料および図書館の整備計画

- ⑧ 基礎となる学部・学科との関係・・・・・・・・・・・・・・・・ p.17

⑨ 入学者選抜の概要	p.18
ア 受け入れ人材	
イ 入学資格	
ウ 入学者の選抜方法	
エ 入学定員および収容定員	
⑩ 取得可能な資格	p.19
⑪ 管理運営	p.19
⑫ 自己点検・評価	p.20
⑬ 情報の公表	p.20
⑭ 教育内容等の改善のための組織的な研修等	p.21

① 設置の趣旨および必要性

ア 建学の精神、大学の基本理念、および、使命・目的等

(1) 九州共立大学の建学の精神と基本理念

九州共立大学の設置母体である学校法人福原学園（以下、「福原学園」と記す。）の教育活動の根幹を成す建学の精神は、創設者・福原軍造が掲げた「自律処行」である。昭和 40（1965）年に開学した九州共立大学においても、この建学の精神「自律処行」を学是として教育研究活動を行ってきた。

「自律処行」に関して創設者は、まず「自律」について、「自分の志向や行為を道に照らして、その我儘不正を抑えることである」と解し、次に「処行」については、「是を以て聖人、無為の事を処し、不言の教を行う」（『老子』（2 章））を典拠に「徳を以て事を断じ、知性に適った教を行うのを処行という。処行は絶対の徳で処し、絶対の道を行うことである」と意味付けている。そして「自律処行」の意味を「自らの良心に随い、事に処し善を行う」とまとめ、時代の趨勢や社会の状況に応じて「自律処行」の理解を深化させ柔軟に解釈してきた。

「自律処行」は、福原学園の各設置校の建学の精神として教育活動の根幹を支えてきたが、福原学園創立 60 周年（平成 19（2007）年）を機に、在学生・教職員に建学の精神の浸透をより一層図るため、昭和 52（1977）年発刊の『寿詩集』の記載に基づき、「自律処行」の意味を「自らの良心に従い、事に処し善を行う」に統一した。これを受け、九州共立大学学則第 1 条においても、「本学は、建学の精神「自律処行」、すなわち自らの良心に従い事に処し善を行うことを学是とし、この学是に則り、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる人材を育成する。」と明示し、在学生・教職員すべてに対し、教育活動の根幹としている。

(2) 九州共立大学の使命・目的、個性・特色

本学の使命・目的は、学則第 1 条に明示されているとおり「教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「自律処行」に基づいて、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的道徳的及び応用的能力を展開し、もって人格の完成をめざし健全な国民を育成すること」にある。

この大学の使命・目的に基づき、さらに学則第 3 条においては各学部の人材養成および教育研究上の目的を具体的に定めており、今回の申請に係り、基礎となる学部・学科である本学スポーツ学部スポーツ学科においては、「学是「自律処行」の精神に基づき、幅広い教養を身につけ、かつ専門性を併せ持ったスポーツ指導者・健康づくり指導者を養成することを目的とする。併せて、自己理解の基に、他者との協調性、寛容性、社会性、コミュニケーション能力を育み、リーダーシップの取れる人材養成を目的とする。」と定めている。

本学は、現在、第 2 次中期計画（平成 26（2014）年度から平成 30（2018）年度の 5 ヶ年計画）に取り組んでいる。

第 2 次中期計画においては、まず福原学園のミッションを「建学の精神「自律処行（自らの良心に従い、事に処し善を行う）」に基づいた教育活動を行う」こととし、本学のビジョンを「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動し、知識基盤社会で活躍し得る教養と課題追求能力・総合的判断能力・問題処理能力を併せ持つ真摯な学生を育成する」こ

と、すなわち「社会に適応できる自立した職業人を養成する大学を目指す」こととしている。

このビジョンを実現するための業務・事業として、「特色ある教育課程の編成」、「学修成果を重視した教育課程の強化」、「免許・資格取得支援の強化」、「学生支援の強化」、「就業力育成支援の強化」、「国際交流支援の強化」、「大学運営組織体制の強化」、「教職員相互信頼の強化」、「戦略的募集広報の強化」の9項目を掲げ、さらにこれらの業務・事業を22項目の具体的施策に分化し、それぞれの担当部門が組織的・継続的に取り組むこととしている。

イ 基礎となる学部・学科におけるスポーツ指導者育成

(1) 沿革

現在、経済学部とスポーツ学部の2学部を擁する本学は、昭和40(1965)年に開学したが、本学の開学に先立ち、福原学園は、昭和35(1960)年に九州女子短期大学を開設し、3年後の昭和38(1963)年に体育科を設置した。

九州女子短期大学体育科は、創設以来、約3,000名の卒業生を社会に送り出し、地域社会の発展に貢献してきた。卒業生は九州・中国・四国の中学校、フィットネスクラブ、健康増進施設等においてスポーツ指導者・健康づくり指導者として活躍している。

その間、スポーツ・身体活動に対する社会のニーズは多様化・高度化の一途をたどり、指導者に対してより高度で幅広い知識と実践力が要求されるようになった。これらの変化に対応すべく、九州女子短期大学体育科では、従前の教員養成を主体とした教育課程から、健康づくりや福祉関連分野におけるスポーツ健康指導者を養成する教育課程へと改正を重ね、平成7(1995)年度には全国で唯一の専攻科である体育学専攻(大学評価・学位授与機構認定)を設置するなど、上記の社会的要求に対応してきた。

日本のスポーツ界は、長らく学校と企業を中心に発展してきたものの、少子化や産業構造の変改に伴い、国民のスポーツの場は、地域のスポーツクラブや民間のフィットネスクラブに移りつつあった。21世紀に入り、転換期を迎えていた日本のスポーツ界には、競技力の向上とともに、より身近なスポーツ環境の整備や積極的な健康づくりへの支援が求められていた。言うなれば、スポーツ活動と健康づくりが密接な関係性を持ち始めた時期であり、両者に対する時代のニーズは総合的・融合的な傾向を強めていた。

スポーツ活動は、身体の機能を向上させる方向への適応を促進するものであるが、不適切なトレーニングはスポーツ傷害につながる危険を常に有している。スポーツ傷害の予防につながる適切なトレーニング上の支援や、スポーツ傷害からの復帰を支援するアスレティックトレーナーは、あらゆるスポーツ現場に必要な人材となりつつあった。また、当時においても、ノーマライゼーションの理念に基づき、高齢者や障害者を含む全ての人々がスポーツを通して共生できる社会の実現が求められていた。その実現のためには、現在と同様に、地域のスポーツ環境の整備を進めるとともに、健康づくりを支援できる指導者の養成が急務であった。

北九州市においても、当時、広域スポーツセンターを中核にクラブの整備が進められており、専門性の高いスポーツ指導者が必要となっていた。また、北九州市の健康づくりセンターでは、「健康へのパスポート事業」を推進しており、そこでは、連絡会加盟のフィットネスクラブが、健康づくり指導者の派遣や、運動実践の場の提供など、重要な役割を担っていた。

このように積極的に健康づくりを推進するために、スポーツ・身体活動と健康に関わる知識と実践力を兼ね備えた専門的指導者が必要とされていた。

九州共立大学では、スポーツ活動を通して高い特性を志向した人間教育を行ってきており、九州女子短期大学では、地域のスポーツ指導者・健康づくり指導者を輩出してきた。現代のスポーツ活動・健康づくりに対する総合的・融合的なニーズに鑑みれば、当時、男女共学の大学において新しいタイプのスポーツ指導者・健康づくり指導者を養成することが求められており、生涯スポーツ社会の実現に向け、国民の心身の健全な育成に貢献する必要があった。この新しいタイプのスポーツ指導者・健康づくり指導者は、あらゆる人々の生涯に亘るスポーツ・身体活動を通じた健康づくりに寄与できる人材であり、もとより性別を問うものではなかった。そこで、九州女子短期大学体育科を発展的に改組転換し、男女共学である九州共立大学において平成18年(2006)年に、如上の人材養成を目的としたスポーツ学部スポーツ学科を設置した。

(2) 九州共立大学スポーツ学部スポーツ学科におけるスポーツ指導者育成のあり方

本学スポーツ学部スポーツ学科は、コーチング学、トレーニング学、健康科学、スポーツ教育学を中心的な学的領域とし、現代のスポーツ支援、スポーツ・身体活動を通じた健康支援に関するニーズに応えつつ、地域社会に密着した活動を行っている。

その目的は、「学是「自律処行」の精神に基づき、幅広い教養を身につけ、かつ専門性を併せ持ったスポーツ指導者・健康づくり指導者を養成することを目的とする。」(学則第3条の3)と定めている。また、「併せて、自己理解の基に、他者との協調性、寛容性、社会性、コミュニケーション能力を育み、リーダーシップの取れる人材の育成を目的とする。」としており、具体的な人材養成方針は下記のとおりである。

- 1) 自己を理解し、的確な判断力に基づいた理性的な行動が可能なスポーツ指導者・健康づくり指導者を養成する。
- 2) スポーツ指導者・健康づくり指導者にとって必要な他者との協調性、他者に対する寛容性を培う。
- 3) スポーツ指導・健康づくり指導はボランティア活動と密接な関係を有する。そこで積極的にボランティア活動を実践し、社会に貢献し得る人材を養成する。
- 4) 幅広い教養、ならびに外国語運用も含む他者とのコミュニケーション能力を有した、国際社会で活躍できる職業人を養成する。

上記の人材養成方針を具現化するため、下記の教育目標を掲げている。

- 1) 学是「自律処行」の精神を体現し、的確な判断力と高い徳性を有するスポーツ指導者・健康づくり指導者養成のための教育を行う。
- 2) スポーツ技能向上に関する研究を推し進め、競技力向上、ならびに高度のコーチング・トレーニング理論の教授が可能な教育体制を構築する。
- 3) スポーツ外傷・傷害とリハビリテーションやトレーニングに関わる研究を通して、競技者を支えることを目的とした教育を行う。
- 4) 青少年の発達段階に対応したスポーツ技能・体力向上・健康保持・増進を目的とした研

究を地域の教育機関と連携して推進する。

- 5) 国民の健康の保持・増進のための運動や高齢者の健康づくりについての研究に基づき、質の高い教育指導を実現する。
- 6) インターンシップ等の学外実習や、市民参加型のスポーツクラブの展開などにより、地域社会に密着した活動を行う。

この教育目的および教育目標を踏まえて、大学全体としての 3 つの学位授与方針 (DP)、すなわち「1) 社会人として自ら探求し、何事にも進んで取り組み、自らの責任で事が成せる。」、「2) 職業人として豊かで幅広い心を持ち、実りある人生を送ることができる。」、「3) 社会人として人と向き合えるコミュニケーション能力、および職業人としての基礎的な力を兼ね備えている。」を定めるとともに、下記のスポーツ学部スポーツ学科としての学位授与方針 (DP) に基づき学位を授与している。

- 1) スポーツ指導者・健康づくり指導者としての確かな判断力による理性的な行動ができる。
- 2) スポーツ指導者・健康づくり指導者として幅広い教養を持ち、他者との協調性、他者への寛容性を身に付けている。
- 3) 積極的にボランティア活動を実践し、社会に貢献できる。

これらの学位授与方針 (DP) の実現のため、下記の教育課程編成方針 (CP) を定めて科目を設置し、「協調性」、「社会性」、「リーダーシップ」、「コミュニケーション能力」、「礼節とマナー」、「指導者能力」を育てている。

- 1) スポーツ指導者・健康づくり指導者として身に付けるべき競技・健康・生活・社会貢献全般についての知識修得科目
- 2) スポーツにかかわる専門領域の知識修得科目
- 3) 各種スポーツの実技科目
- 4) 上記 1) ~ 3) で学んだ知識の実践的学修科目

本学スポーツ学部スポーツ学科では、学生に高い専門性を修得させるとともに、自発的思考を基に自らの将来像を早期から描き、卒業後の進路を明確にして、進むべきルート (コースおよび免許・資格) が選択できる学生の育成を学部の基本理念としている。この基本理念を踏まえて、上述のとおり、学位授与方針 (DP) ならびに教育課程編成方針 (CP) を定め、それらの方針に沿って、4 コース体制の教育課程を編成している。

平成 28 (2016) 年度には、各専攻コース選択の意義を明確にし、コースの垣根を高くすることで専門性を強めるため、「スポーツ総合コース」を学部として必要な分野を網羅する総合的学修の中核的コースとして位置付けるとともに、同コースを核としてより専門的な資格取得を目的とした「スポーツ教育コース」(教員免許等)、「スポーツトレーナーコース」(アスレティックトレーナー等)、「健康フィットネスコース」(健康運動指導士等) の 4 コースに再編した。

各コースにおいては、講義科目、実技・実習科目、演習科目を適切に配置することにより、座学のみでなく、多種多様な実験・実習科目を配置し、自らが行動し体験することによる学修が可能となるよう、実践的な教育方法を採用している。また、各コース、ゼミで研究した

学業成果を「卒業研究」(必修科目・8単位)として結実できるように体系的に配置している。

このようにスポーツ学部の専門教育においては、各コースの特色に応じた理論と実習を兼ね備えた教育課程で、知識や技能はもとより、体力・精神力、各スポーツ関連分野で求められる即戦力となる人材育成を行っている。

卒業後の進路については、スポーツ関連産業、医療福祉分野、教員等の専門分野が主要な進路先であり、毎年、保健体育科教諭採用試験(中・高)、日本体育協会公認アスレティックトレーナー検定試験において現役学生が合格している。また、プロスポーツ選手として活躍している者、健康運動指導士として地域社会の人々の健康増進指導に携わる者等々を養成してきた。その他、他大学の大学院に進学しスポーツ科学の今日的課題解決に向けて研究職を志す者や、高い専門性を持って地域社会の運動・スポーツ指導に携わる者も多い。

ウ 大学院研究科の必要性および社会的・時期的な背景

スポーツ立国戦略(平成22(2010)年)や、スポーツ基本法(平成23(2011)年)が施行されたことに伴い、スポーツの持つ多様な意義を国民に還元することが地方公共団体や大学の重要な責務となるとともに、平成32(2020)年の東京オリンピック・パラリンピックの開催や、平成31(2019)年のラグビーワールドカップの日本各地での開催に向け、国をあげて新たなスポーツ文化の確立が望まれているのが、スポーツに係る現在の社会的状況である。

さらに、本学の所在地である北九州市は、東京オリンピック・パラリンピックにおけるタイの「ホストタウン」として選定され、今後、キャンプ誘致を最終目標とし、トップアスリートの交流やスポーツイベントの相互参加を進める計画である。

北九州市は平成18(2006)年にスポーツ振興計画(改訂版)を策定し、生涯・競技スポーツの普及・振興、学校体育等の連携・充実、スポーツによるまちの活性化、指導者の養成と有効活用、スポーツ施設・情報基盤の整備などを推進する方策を打ち出した。さらに、平成29(2017)年2月には15,000人を収容できるサッカー・ラグビー兼用球技専用グラウンドが完成し(「ミクニワールドスタジアム北九州」)、こけら落としとして、東日本大震災・熊本地震復興支援チャリティーマッチ『FOR ALL チャリティーマッチ2017』と銘打ち、「サンウルブズ vs ジャパンラグビートップリーグオールスター」の試合が行われ、その際に、両チームの選手が本学のグラウンドやトレーニングセンターを利用して練習するとともに、本学ラグビー一部の学生がサンウルブズの監督をはじめとする指導者から世界トップレベルの指導を受けるなど、北九州市に存在する本学を取り巻くスポーツの気運は活況を呈している。

このような状況を背景として、本学と北九州市は「九州共立大学と北九州市によるスポーツの振興およびスポーツによるまちのにぎわいづくり並びに人材育成等に関して連携・協力するための包括連携協定」を締結し(平成29(2017)年1月18日)、スポーツに関する教育・研究・人材の育成に関すること等を協働して進めることとした。

これら社会的・時期的な動きを踏まえ、本学スポーツ学部スポーツ学科が具体的な人材養成方針としてスポーツ指導者・健康づくり指導者の養成を掲げてきたことに鑑みると、地域のスポーツの発展に寄与し、ひいては国際的な視野を持って世界のスポーツシーンで活躍できる高度な専門的人材を育成することは、本学に課せられた重要な社会的役割と考えられる。

このような情勢に鑑み、本学は、スポーツ学部スポーツ学科にある4つのコース(「スポー

ツ総合コース」、「スポーツ教育コース」、「スポーツトレーナーコース」、「健康フィットネスコース」)を基盤として、大学院博士課程前期(修士課程)である大学院スポーツ学研究科スポーツ学専攻(以下「本研究科」という。)を設置し、高い専門性と実践力を持ち、地域社会ひいては世界のスポーツ振興に貢献できる人材を育成する。

エ 学位授与方針(DP)および養成する人材像

(1) 学位授与方針(DP)

本学は1)社会人として自ら探求し、何事にも進んで取り組み、自らの責任で事が成せる、2)職業人として豊かで幅広い心を持ち、実りある人生を送ることができる、3)社会人として人と向き合えるコミュニケーション能力、および職業人としての基礎的な力を兼ね備えている、以上3点を大学全体の学位授与方針(DP)として掲げている。すなわち社会が望む職業人を養成することに力を注いでいる。

本学全体の学位授与方針(DP)に加え、本研究科の基礎となる学部である本学スポーツ学部では1)スポーツ指導者・健康づくり指導者としての確かな判断力による理性的な行動ができる、2)スポーツ指導者・健康づくり指導者として幅広い教養を持ち、他者との協調性、他者への寛容性を身に付けている、3)積極的にボランティア活動を実施し、社会に貢献できる、以上3点を学部の学位授与方針(DP)として定め、人材を育成している。

今回、設置認可申請を行う本研究科においては、中央教育審議会の答申「新時代の大学院教育 - 国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて -」(平成17(2005)年9月5日)に記載されている大学院に求められる人材養成機能(①創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成、②高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成、③確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成、④知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成)、および、本学スポーツ学部の学位授与方針(DP)を踏まえ、高度専門的職業人の養成に重点を置き、下記の3点を本研究科の学位授与方針(DP)とする。

《学位授与方針(DP)》

- 1) 自ら探究心を持ち、スポーツ界における種々の課題を認識することができ、根拠に基づいた理論的な思考・指導・行動ができる。
- 2) 専門性の高い高度な理論・指導技法を修得し、少子高齢化が進み、スポーツとの関わりが多様化した社会におけるスポーツ指導・健康指導・教育に寄与することができる実践力を有する。
- 3) 地域スポーツの発展に寄与し、かつ、グローバルな視野に立つことができ、国内外を問わず積極的に活動の場を広げる意欲を有する。

(2) 養成する人材像

上記の学位授与方針(DP)を踏まえ、本研究科においては、自身の専門分野を基軸として、広範なスポーツ学の専門的知識を体系化することができ、自らの研究成果を基に理論的な指導法を確立し、さらに、それらを教授できる高度な実践力を有する者を養成することとし、下記の4つの具体的な養成人材像を掲げる。

《具体的な養成人材像》

養成する人材像①

グローバル化、情報化、少子高齢化という社会情勢に伴い、学校教育において求められる人材像も変わりつつある。これら社会の変化に柔軟に対応し、課題探求型の学びを展開できる高度な実践的指導力を有する人材を養成する。

養成する人材像②

運動・スポーツに関する研究を通して得られた知見や、現場での実習を通して修得した課題解決能力を基に、専門性の高い理論的なスポーツ指導法を確立し、実践力を有する人材を養成する。

養成する人材像③

運動と健康に関する種々の研究成果に基づいて、幅広い年代層に対して適切な運動強度を選択でき、積極的な健康づくりを支援できる能力を有する人材を養成する。また、現場運営管理に参画することができ、多方面から健康づくり施策を支援できる人材を養成する。

養成する人材像④

スポーツ医科学の研究を通して得られた科学的根拠に基づく高い専門性と実践力を兼ね備えたトレーナーを養成する。また、東京オリンピック等の国際大会や海外遠征を見据え、グローバルにトレーナー活動を展開できる人材を養成する。

オ 中心的な学問分野

本研究科では、基礎となる学部・学科である本学スポーツ学部スポーツ学科のコース（スポーツ総合コース、スポーツ教育コース、スポーツトレーナーコース、健康フィットネスコース）で学んだ幅広い知識、実践力を深化させるため、スポーツ教育領域、コーチング領域、健康フィットネス領域、アスレティックトレーニング領域を中心的な学問分野とする。

教育研究を総合的に深化させるため、専攻分野を細分化せず 1 専攻とする。各領域を代表する科目である「保健体育科教育法特論」、「コーチング特論」、「健康・長寿特論」、「アスレティックトレーニング特論」をはじめとし、多面的な分野から科目を設定し、自らの専門領域を選択、深化できるようにする。

カ 修了後の進路

上記の中心的な学問分野として据える 4 つの領域については、それぞれ履修モデルを定める（後述）とともに、学修成果に対応した修了後の進路を下記のとおり想定する。

1) スポーツ教育領域修了後の進路・就職先

専修免許状を有する中学校保健体育科教諭

専修免許状を有する高等学校保健体育科教諭 等

- 2) コーチング領域修了後の進路・就職先
競技スポーツの指導者
競技スポーツチームを支えるスタッフ
総合型スポーツクラブの指導者
総合型スポーツクラブのクラブマネージャー
各種競技団体（地方、中央）のスタッフ 等
- 3) 健康フィットネス領域修了後の進路・就職先
フィットネスクラブ
医療機関
健康増進センター
保険センター
介護老人保健施設
会社団体
スポーツ健康政策の行政職 等
- 4) アスレティックトレーニング領域修了後の進路・就職先
プロ・企業・クラブチームのトレーナー
フィットネスクラブ
医療機関
スポーツ健康政策の行政職
介護老人保健施設 等

② 修士課程までの構想か、または、博士課程の設置を目指した構想か

本研究科は当面は修士課程までの構想であり、修士課程での教育・研究実績の蓄積に努める。

③ 研究科、専攻等の名称および学位の名称

本学は昭和 40 (1965) 年に経済学部経済学科の単科大学として開学し、2 年後の昭和 42 (1967) 年に工学部を設置して以来、「経済学」、「工学」の学的領域を対象とした教育研究活動を行ってきた（平成 20 年度、工学部募集停止）。本研究科の基礎となる学部・学科である本学スポーツ学部スポーツ学科の設置に際して、九州共立大学における教育研究上の学的領域である「経済学」、「工学」の名称を勘案し、コーチング学、トレーニング学、健康科学、スポーツ教育学を中心とする学的領域を「スポーツ学」として捉え、経済学、工学と並ぶ学問分野として定位させ、「スポーツ学部スポーツ学科」とした。

本研究科は学部で学んだ幅広い知識、実践力を深化させるために設置するものであり、学部と同様に研究科の学的領域を「スポーツ学」として捉えることが適切であると判断した。よって、「スポーツ学」を研究科および専攻名に反映させ「スポーツ学研究科スポーツ学専攻」とする。

また、授与する学位の名称を「修士（スポーツ学）」とする。

以上を踏まえ、研究科、専攻等の名称および学位の名称は、英訳名称も含め、下記のとおりとする。

研究科名：スポーツ学研究科	Graduate School of Sports Science
専攻名：スポーツ学専攻	Major in Sports Science
学位名：修士（スポーツ学）	Master of Sports Science
入学定員：5人（収容定員10人）	

④ 教育課程の編成の考え方および特色

ア 教育課程編成の考え方

本研究科は、中央教育審議会答申「新時代の大学院教育 - 国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて -」（平成17（2005）年9月5日）を踏まえ、高度専門的職業人の養成に必要な教育内容を構築するにあたり、設置の趣旨に基づく学位授与方針（DP）を実現し養成する人材像を具現化する。以下の教育課程編成方針（CP）により科目を設置し、アクティブラーニングを取り入れた教育方法を可能な限り展開し、国内外を問わず活かせる課題探究能力と課題解決能力を育む。

《教育課程編成方針（CP）（研究科全体）》

- 1) スポーツ学各領域での専門的知識の修得科目
- 2) 指導能力やマネジメント能力といった実践力の修得科目
- 3) 研究遂行能力の修得科目

上記の研究科全体の教育課程編成方針（CP）のもと、中心的な学問分野として据える4つの領域について、下記の考え方に基づき科目を設置し、それぞれの領域における具体的な養成人材像の実現を図る。

《教育課程編成方針（CP）（各領域）》

1) スポーツ教育領域

専修免許状の取得に必要な科目を配し、学問的な幅広い知識や深い理解の獲得に加え、実践的指導力を育むことを目的とし、現場対応型の教員としての資質・能力の養成を目指す。

2) コーチング領域

アスリートへの競技スポーツの指導やコンディショニングおよび健康管理において活躍できる人材養成を目指す。幅広い指導現場においてスポーツ技能や戦術を的確に教授できる能力の養成を目指す。

3) 健康フィットネス領域

児童から高齢者まで、適切な運動プログラムやトレーニング手法の指導・開発に関する能力の養成を目指す。様々な対象者が運動習慣を獲得するための手法を確立し、地域社会に貢献することを目指す。

4) アスレティックトレーニング領域

アスリートの怪我の予防、怪我からの復帰、競技力向上を手助けするために必要な幅広い知識と実践技術の獲得を目的とする。高度な要求に耐えうる、現場即応型のトレーナーの養成を目指す。

イ 教育課程編成の特色

本研究科の授業科目は、基礎科目、共通科目、専攻科目、および、修了研究科目の4科目に区分し、下記の各科目区分の設置趣旨に基づき体系的な教育課程を編成するとともに、本研究科の教育課程編成の特色として、実際の現場への理解を促進し実践力を強化することを目的とする現場演習科目を配置する。

1) 基礎科目

スポーツ学領域を構成する主要分野に関する基礎的素養を涵養するとともに、課題設定から実験・調査計画までの「研究デザイン」能力の養成を図る科目であり、修士論文の研究指導教員により実施する必修科目である。

「スポーツ学研究概論」2単位

2) 共通科目

広範なスポーツ学領域の中でも基軸となる科目群であり、自らの専門領域を選択、深化させるための基盤となる理数科学系と人文社会学系の科目で構成し、全て選択科目とする。

「スポーツ科学特論」2単位、「スポーツ運動・方法学特論」2単位、「スポーツ心理学特論」2単位、「スポーツマネジメント特論」2単位、「スポーツ科学分析特論」2単位、「スポーツ社会学特論」2単位、「トレーニング科学特論」2単位、「地域スポーツマネジメント演習」1単位

3) 専攻科目

より専門的な学びを実現するための科目群であり、スポーツ教育領域、コーチング領域、健康フィットネス領域、および、アスレティックトレーニング領域の4領域に編成して開講し、全て選択科目とする。4領域とも「特論」と「現場演習」の組み合わせ履修を推奨する（後述の履修モデルを参照）ことで、現場での演習を通して現場に即応できる高度な実践的能力の形成を図るとともに、履修者の現場での演習活動を通じ、北九州市近郊を中心とした地域への貢献も企図するものである。

「保健体育科教育法特論」2単位、「保健体育科教育法現場演習」1単位、「健康教育学特論」2単位、「発達教育心理学特論」2単位、「武道学特論」2単位、「コーチング特論」2単位、「コーチング現場演習」1単位、「スポーツ栄養学特論」2単位、「ストレッチ&コンディショニング演習」1単位、「健康・長寿特論」2単位、「ヘルスプロモーション現場演習」1単位、「体力科学特論」2単位、「健康・体力支援演習」1単位、「アスレティックトレーニング特論」2単位、「アスレティックトレーニング現場演習」1単位、「スポーツ医学特論」2単位、「機能解剖学特論」2単位、「アスレティックリハビリテーション演習」1単位

4) 修了研究科目

修士論文の作成に向けた執筆指導を行う科目であり、1年次と2年次の通年開講で研究指導教員により実施する必修科目である。

「修了研究Ⅰ」4単位、「修了研究Ⅱ」4単位

これらの科目区分から構成される教育課程を特色付けているのは、実際の現場への理解を促進し実践力を強化するため現場演習科目を置くとともに、この演習科目の実施にあたっては北九州市および近郊の学校、民間スポーツクラブ・フィットネスクラブ、公設体育施設、NPO法人（総合型地域スポーツクラブ）等との連携の下で行うこととし、学問と実践を組み合わせ合わせた教育を行うため、4領域とも「特論」と「現場演習」の組み合わせ履修を推奨している点にある。

具体的には、領域ごとに下記の科目の組み合わせ履修を推奨することで、専門性の高い科学的知識に裏打ちされた高度の実践的能力を養成し、各領域における具体的な養成人材像の実現を図る。

このために、北九州市および近郊の連携先のうち、スポーツ教育領域の「保健体育科教育法現場演習」は中学校や高等学校を、コーチング領域の「コーチング現場演習」は総合型地域スポーツクラブや小学校、中学校、高等学校を、健康フィットネス領域の「ヘルスプロモーション現場演習」は民間スポーツクラブ・フィットネスクラブや公設体育施設を、そして、アスレティックトレーニング領域の「アスレティックトレーニング現場演習」は学内体育会系クラブ活動（地方大会、全国大会等への帯同含む）や市民マラソン大会等の地域で開催される各種スポーツ大会を、それぞれの「現場演習」の実施場所とする。

担当教員は実施場所の施設設備等を十分に把握したうえで、各履修者との面談を通じて各自の学修状況に応じた演習計画を組み上げるとともに、「現場演習」の開始後は、単なる進捗管理に留まらず、各履修者にそれぞれの課題の発見・抽出を促すことで改善プランを策定させ、その改善プランを現場にフィードバック提案し、現場との共同作業により「現場演習」を運営する。それぞれの「現場演習」は長期にわたるが、教員が現場施設にできる限り出向き、演習計画および改善プランの実施上の問題点について現場と綿密に意見交換し、円滑な科目運営に努める。

これら実践力養成に向けたPDCAサイクルを各「現場演習」の科目内で循環させることにより、各領域において専門性の高い科学的知識に裏打ちされた高度の実践的能力を育成する。

1) スポーツ教育領域

1年次前期担当「保健体育科教育法特論」（講義）2単位

1年次後期担当「保健体育科教育法現場演習」（演習）1単位

2) コーチング領域

1年次前期担当「コーチング特論」（講義）2単位

1年次後期担当「コーチング現場演習」（演習）1単位

3) 健康フィットネス領域

1年次前期担当「健康・長寿特論」（講義）2単位

1 年次後期担当「ヘルスプロモーション現場演習」(演習) 1 単位

4) アスレティックトレーニング領域

1 年次前期担当「アスレティックトレーニング特論」(講義) 2 単位

1 年次後期担当「アスレティックトレーニング現場演習」(演習) 1 単位

現在、専門職に就いている社会人の入学生に対しては、理論的知識を体系的に身に付けさせる教育を優先とし、この領域ごとの現場演習科目との組み合わせ履修の推奨は行わない。

⑤ 教員組織の編成の考え方および特色

ア 教員組織編成の考え方と特色

本研究科の教員組織は、「スポーツ学」を構成する中心的な学的領域であるコーチング学、トレーニング学、健康科学、スポーツ教育学を専門とする専任教員を主体として、養成する人材像を実現するための教育課程編成に対応した体制を構築する。「スポーツ学」を構成する中心的な学的領域に係る研究および教育を組織的に実施していくために、各授業科目について、専門とする研究領域に適合し、かつ、十分な教育研究業績を有する教員を以って組織編成する。

具体的な教員配置は、別紙の「教育課程等の概要」(別記様式第 2 号(その 2 の 1))および「担当予定授業科目」(別記様式第 4 号・別添)のとおりである。特に専攻科目においては、スポーツ教育領域の授業科目に高等学校の学校長経験者を、コーチング領域の授業科目にプロバスケットボールクラブにおける選手経験者や公益財団法人日本水泳連盟科学委員会委員経験者などスポーツ現場に深く精通した競技経験者・指導経験者を、健康フィットネス領域の授業科目に健康運動指導士の資格保有者を、そして、アスレティックトレーニング領域の授業科目に公益財団法人日本体育協会公認アスレティックトレーナーを、それぞれ科目担当者として配置していることから、各領域における養成する人材像の実現に向け、豊富な実践経験を併せ持つ教員も含めた教育研究体制を構築している点に本研究科の特色がある。

イ 職位・年齢の構成

本研究科の専任教員は 18 人であり、うち 11 人が博士の学位を有し、当該分野における研究上の業績を有する者である。また、残る 7 人についても修士の学位を有するとともに、当該分野における研究上の業績が「大学院設置基準」第 9 条第 1 号に掲げる口に適合する者である。

専任教員の完成年度末における年齢構成は、70 歳代 1 人、65～69 歳 2 人、60～64 歳 0 人、50 歳代 6 人、40 歳代 6 人、30 歳代 3 人であり、職位の構成は、教授 7 人、准教授 5 人、講師 6 人である(次ページ「完成年度末における年齢構成表」を参照)。

[完成年度末における年齢構成表]

	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65～69歳	70歳代	合計
教授	-	2人	3人	-	1人	1人	7人
准教授	1人	1人	3人	-	-	-	5人
講師	2人	3人	-	-	1人	-	6人
合計	3人	6人	6人	-	2人	1人	18人

教員の定年については、「福原学園就業規則」（【資料 1】を参照）第 14 条において、教授の定年を 65 歳、それ以外を 60 歳とそれぞれ定め、退職日をその年度末の日と定めていることから、本研究科の設置時点で 3 人がこの定年年齢を超える専任教員となるが、研究科運営上の必要性に鑑み、1 人については、「福原学園契約職員規程」（【資料 1】を参照）第 4 条に基づき雇用期間の特例を措置するとともに、残る 2 人については、「福原学園特任教員規程」（【資料 1】を参照）第 4 条に基づき定年年齢を超えた雇用を措置するため、設置時点の教員組織が完成年度末まで維持される。また、この 3 人の後任補充も含め、教員の補充に向けては、基礎となる学部・学科である本学スポーツ学部スポーツ学科の若手専任教員が大学院担当教員になれるよう研究業績の蓄積を奨励し、教員組織の継続性を担保していく。

⑥ 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件

ア 教育方法

「④ 教育課程の編成の考え方および特色」の項で述べたように、本研究科の教育課程は、スポーツ学に関する 4 つの領域（スポーツ教育領域、コーチング領域、健康フィットネス領域、アスレティックトレーニング領域）において、高度な専門知識および実践力を身に付けた専門的職業人を育成するため、科目区分を以下のとおりとする。

1) 基礎科目

- a) 必修科目の 1 科目（2 単位）（「スポーツ学研究概論」）を履修し単位修得する。
- b) スポーツ学領域における専門科目および研究指導を受けるための基礎的な知識を修得する。

2) 共通科目

- a) 選択科目の 8 科目（15 単位）から 10 単位以上を履修し単位修得する。
- b) スポーツ学関連領域における幅広い知識を修得する。

3) 専攻科目

- a) 選択科目の 18 科目（29 単位）から 10 単位以上を履修し単位修得する。選択した領域から「特論」1 科目（2 単位）および「現場演習」1 科目（1 単位）の組み合わせ履修を推奨する。専門職に就いている社会人の入学生に対しては、「現場演習」の履修推奨は原則として行わず、理論的知識を体系的に身に付けさせる教育を優先する。
- b) 選択した領域における高度な専門知識および実践力を修得する。

4) 修了研究科目

- a) 必修科目の2科目(8単位)〔「修了研究Ⅰ」(4単位)および「修了研究Ⅱ」(4単位)〕を履修し単位修得する。
- b) 1年次に「修了研究Ⅰ」、2年次に「修了研究Ⅱ」を履修する。文献や議論等を通して学んだ知識や、これまで修得した知識や技能等を通し、担当教員の指導のもと、自らの領域における研究テーマを設定し修士論文を完成させる。

以上の科目区分について、それぞれ「a)」で記載したとおり、基礎科目(必修科目)2単位、共通科目(選択科目)10単位以上、専攻科目(選択科目)10単位以上、修了研究科目(必修科目)8単位の計30単位以上を履修し単位修得することとする。

イ 履修指導の方法

新入生ガイダンス期間中に、入学願書と共に提出される希望研究テーマ、研究計画要旨、希望指導教員等の資料に基づき、教員との面談を行い、双方の合意のもと指導教員を決定する。指導教員は大学院生の希望や本研究科修了後の進路等を考慮して、4領域における履修モデルを参考に適切な履修指導を行う。専修免許状取得希望者については、必要な授業科目の履修指導を本人の履修希望内容をもとに行う(時間割モデルについては【資料2】を参照)。

1) 修了までのスケジュール

【資料2】に示すスケジュールで修了までの計画的な学修を促す。

2) 履修モデル

【資料3】に示すとおり、4領域における履修モデルを定める。

履修モデルⅠ：スポーツ教育領域

中学校・高等学校「保健体育」の専修免許状の取得に必要な科目(教職課程認定申請中)を配し、スポーツ教育領域における幅広い知識と深い理解の獲得に加え、実践的指導力を有した人材の育成を目的とする。また、現場対応型の教員としての資質・能力の養成を目指す。

履修モデルⅡ：コーチング領域

アスリートの競技指導およびコンディショニングや健康管理において活躍できる人材の育成を目的とする。また、多様化するスポーツにおいて、幅広い年齢層に対して適切な運動指導のできる能力の養成を目指す。

履修モデルⅢ：健康フィットネス領域

児童から高齢者まで、適切な運動プログラムやトレーニング手法の指導・開発に関わる能力の養成を目指す。また、様々な対象者が、健康長寿を目的とした運動習慣を獲得するための手法を確立し、地域社会に貢献することを目指す。

履修モデルⅣ：アスレティックトレーニング領域

スポーツ医学の知識と実践力を兼ね備え、アスリートの高度な要求に耐えうるトレーナーの育成を目指す。アスリートの怪我の予防と怪我からの復帰、競技力向上を手助けするために必要な幅広い知識と実践技術の獲得を目的とする。

ウ 研究指導の方法

研究指導が行われる「修了研究Ⅰ」および「修了研究Ⅱ」の担当教員は、本研究科入学時に予め、学生から入学願書とともに提出される希望研究テーマ、研究計画要旨、希望研究指導教員等の資料に基づき、教員との面談を行い、双方の合意のもと指導教員を決定する。なお、希望する指導教員を大学院生が選定する際の参考資料として、教員の専門分野、研究テーマ等を「大学院案内」に掲載し、募集要項に添付する。

具体的には、下記に示すスケジュールおよび内容で研究指導を実施し、修士論文を完成させる。

<1年次>

1) 指導教員の決定（4月）

- a) 授業開始前に新入生ガイダンスを開催し、本研究科の教育課程の構成、各授業科目の概要および履修の流れ、修士論文作成の概要等の説明を行う。
- b) ガイダンス期間中に、入学願書とともに提出される希望研究テーマ、研究計画要旨、希望指導教員等の資料に基づき、教員との面談を行い、双方の合意のもと指導教員を決定する。
- c) 指導教員決定後、主に「修了研究Ⅰ」および「修了研究Ⅱ」を通して修士論文作成に向けた研究指導を実施する。

2) 研究テーマの設定および研究計画の立案（4月から1月）

- a) 入学願書とともに提出される希望研究テーマ、研究計画要旨、ならびに1年次に履修した科目および修了研究での学びを踏まえ、大学院生と指導教員が協議し決定する。

3) 修士論文審査委員会構成員の決定（1月）

- a) 修士論文審査委員会は、主査1人、副査2人の委員で構成する。

4) 研究計画案の提出および研究計画案のプレゼンテーションの実施（2月）

- a) 研究計画案の提出および研究計画案のプレゼンテーションをもとに、修士論文審査委員による審査を行う。修士論文審査委員は、必要に応じて研究計画への助言や改善点の指摘等を行う。
- b) 改善点を踏まえた研究計画案について、承認が得られる内容であれば研究計画の完成を認めその実行を許可する。

<2年次>

- 1) 研究計画の実行（4月から11月）
 - a) 承認された研究計画に基づき研究を実行する。

- 2) 修士論文中間発表会の実施（9月）
 - a) これまで実施してきたデータ収集や分析等の研究結果についての中間発表を行う。参加者からの質問や指摘をもとに、研究の問題点などを確認するとともにその改善策を考え、引き続き修士論文完成までの作業を継続する。

- 3) 修士論文の提出（12月）
 - a) 修士論文と修士論文要旨を所定の期限までに提出する。

- 4) 修士論文審査および口頭試験（1月）
 - a) 修士論文審査委員会は、提出された修士論文を厳正に審査し、論文内容に関する口頭試験を行い、その結果を研究科委員会へ報告する。

- 5) 修士論文の可否判定（2月）
 - a) 研究科委員会において、修士論文の審査および口頭試験の判定結果、ならびに単位取得状況により修士課程修了の意見聴取を行う。

- 6) 修士課程の修了・学位の授与（3月）
 - a) 学長は、研究科委員会の意見聴取に基づいて、該当者の修士課程の修了を判定し、「修士（スポーツ学）」の学位を授与する。

なお、研究に係る倫理審査体制は、既存の「九州共立大学の研究活動における不正防止に関する規程」および「九州共立大学研究活動不正防止委員会要項」に、本研究科の設置に伴う必要な改正を加え、研究者等の研究活動上の責務、研究倫理教育の実施、不正行為等の防止ならびに不正行為等が生じた場合における適正な対応について定める（【資料5】および【資料6】を参照）。また、特に、動物を用いる実験、組換えDNA実験、ヒトを対象とした実験および病原性微生物等を用いる実験に関する倫理審査体制については、既存の「九州共立大学実験領域に関する倫理委員会要項」に、本研究科の設置に伴う必要な改正を加え、これらの実験を通じた教育・研究が倫理的な配慮のもとに行われ、かつ、毒劇物等の取扱いが安全に行われるよう定める（【資料7】を参照）。

研究指導に際しては、これらの規程等に定められた事項を遵守して行う。

エ 修了要件

本研究科に2年以上在学し、必修科目10単位、共通科目の選択科目から10単位以上、専攻科目の選択科目から10単位以上を修得し、かつ、最終試験に合格することを修了要件とする。

⑦ 施設・設備等の整備計画

ア 校地、運動場の整備計画

本学は、福岡県北九州市の西側の学園都市である折尾に位置し、交通アクセスが良好で教育環境にも恵まれている。本学の校舎敷地面積は、56,190.93 m²、運動場用地は、94,242.89 m²、その他にも 115,977.26 m²の校地を有している。運動場については、野球場、サブ野球場、サッカー場、ラグビー場、多目的コート、陸上競技場、投擲場、テニスコートを設置している。本研究科のために必要な校地、運動場は確保されている。

イ 校舎等施設の整備計画

本研究科に関する校舎等施設については、本研究科の基礎となる学部・学科である本学スポーツ学部スポーツ学科が利用するスポーツ学部 A 館およびスポーツ学部 B 館を共用する。その他についても本学内の既存の施設・設備を利活用する。なお、スポーツ関係施設として、プール棟、レスリング場（光武館）、ウエイト場（実験棟）、トレーニング室等を配置している。

収容定員 10 人（入学定員 5 人）の大学院生が日常的に研究等で利用する施設については、スポーツ学部 B 館 2 階に大学院生研究室を配置し、机、椅子、書棚等を配備する（【資料 8】を参照）。

ウ 図書等の資料および図書館の整備計画

本学附属図書館は、キャンパス中央に位置し、現在、図書を 219,359 冊、雑誌 4,187 種類（うち、和雑誌 3,026 種類、洋雑誌 1,161 種類）、視聴覚資料の所蔵数 2,298 点、電子ジャーナル 21 種類を所蔵している（平成 28 年 3 月 31 日現在）。学生の自学自習に対応する施設はもとより、図書館内にゼミ室・グループ学習室を設置し、図書館の資源を活用した授業展開にも応えられる環境を整えている。

本研究科は開設前年度に図書費を計上していないが、本研究科の基礎となる本学スポーツ学部スポーツ学科を平成 18 年度に設置して以来、関連図書、各種学会誌・スポーツ種目類の専門雑誌等を整備しており、本研究科においてこれらを共用するため支障はない。

さらに、開設年度には、本研究科に関する図書を購入予定であり、完成年度以降は、経常運営費において充実を図る予定である。

⑧ 基礎となる学部・学科との関係

「① 設置の趣旨および必要性」と「③ 研究科、専攻等の名称および学位の名称」の項で言及したとおり、本研究科の基礎となる学部・学科である本学スポーツ学部スポーツ学科は、その設置に際し、コーチング学、トレーニング学、健康科学、スポーツ教育学を中心とする学的領域を「スポーツ学」という学問分野として定位させた。

今回、本研究科の設置認可を申請するにあたり、本学スポーツ学部スポーツ学科における教育・

研究業績の確たる蓄積を基盤とし、学部で学んだ幅広い知識、実践力を深化させるための研究科を設置することが適切であると判断し、学部と同様に、研究科の学的領域を「スポーツ学」として捉えることとし、研究科および専攻名に「スポーツ学」を反映させて「スポーツ学研究科スポーツ学専攻」とした。

よって、本研究科では、基礎となる本学スポーツ学部スポーツ学科のコース（スポーツ総合コース、スポーツ教育コース、スポーツトレーナーコース、健康フィットネスコース）で学んだ幅広い知識、実践力に対応する高度な専門的職業人を養成するため、スポーツ教育領域、コーチング領域、健康フィットネス領域、アスレティックトレーニング領域を中心的な学問分野として据えるものであり、それぞれの対応関係は【資料9】に示すとおりである。

⑨ 入学者選抜の概要

ア 受け入れ人材

以下の学生受け入れ方針（AP）に基づき入学者を受け入れる。

《学生受け入れ方針（AP）》

- 1) スポーツについて学術的興味を持ち、実践法を修得し、地域社会に広く還元する意欲と国際社会でも活躍する意欲を有する者
- 2) 自ら探究する学習姿勢を持ち、日本語でのコミュニケーション能力と基本的な英語読解能力を身に付けている者

イ 入学資格

入学資格は、次のいずれかに該当する者で、入学試験に合格した者とする。

- 1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学を卒業した者
- 2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了することおよび当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める

- 基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 8) 文部科学大臣の指定した者
 - 9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認める者
 - 10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者

ウ 入学者の選抜方法

以下の方法を併用して入学者の選抜を行う。

1) 書類審査

志望動機、研究計画要旨、調査書、運動部・ボランティア活動などを評価する。

2) 学力試験

スポーツ科学基礎問題を課すとともに、英文和訳問題を課し、修士論文に最低限必要な語学力の判断・評価をするための語学試験（英語）を実施する。

3) 面接試験

将来についての構想、学習の意識・意欲、大学院在学中の生活設計などについて面接試験を実施する。

エ 入学定員および収容定員

入学定員は 5 人、収容定員は 10 人とする。

⑩ 取得可能な資格

すでに学部での教育において、中学校教諭一種免許状（保健体育）と高等学校教諭一種免許状（保健体育）を所有している者は、本研究科で新たな 24 単位以上を取得することによって、保健体育の専修免許状を取得することができる（教職課程認定申請中）。

⑪ 管理運営

本研究科の管理運営については、スポーツ学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）、ならびに既設の教員人事計画委員会および入学試験委員会において行う。

研究科委員会においては、次の事項について審議する。

- 1) 大学院生の修了またはその他の大学院生の在籍に関する事項
- 2) 学位授与に関する事項
- 3) その他教育研究に関する事項

教員人事計画委員会においては、次の事項について審議する。

- 1) 教育職員の教育研究業績の審査に関する事項
- 2) 福原学園大学教員人事計画委員会からの諮問事項
- 3) その他大学院担当教員の教育研究業績に関する事項

入学試験委員会においては、次の事項について審議する。

- 1) 大学院生の入学に関する事項
- 2) その他入学試験に関する事項

すでに、本学における教授会は学部教育運営委員会、共通教育センター教育運営委員会、全学教育運営委員会、教員人事計画委員会および入学試験委員会に機能を分化しており、本研究科においても同様に機能を分化した委員会で管理運営する。

⑫ 自己点検・評価

本学においては、平成 5（1993）年度に自己点検・評価委員会を設置し「九州共立大学自己点検・評価実施規程」に基づき、平成 6（1994）年度および平成 9（1997）年度には「大学白書」、平成 13（2001）年度には「自己点検・評価報告書」、平成 21（2009）年度には「自己評価報告書」、平成 26（2014）年度および平成 27（2015）年度には「自己点検評価書」を定期的に発行することにより自己点検・評価を実施してきた。

さらに、日本高等教育評価機構による第三者評価として、第 1 期大学機関別認証評価を平成 22（2010）年度に受審し、平成 28（2016）年度に第 2 期を受審したところである。

この他にも、入学者数、学生数、教職員数、退学者数、就職・進学者数、および財政等について 5 月 1 日現在のデータを掲載した冊子「福原学園ファクトブック」を法人事務局が取りまとめ、平成 18（2006）年度から現在に至るまで毎年継続的に作成している。

加えて、平成 19（2007）年度から事業報告書を作成し、平成 20（2008）年度から事業計画を作成しているが、現在は、福原学園中期経営計画委員会九州共立大学部会において事業計画の立案、進捗状況の確認および事業報告書の作成を行い、本学の改善に努めている。

本研究科においても、併せて自己点検・評価を推進していく予定である。

⑬ 情報の公表

本学教員の研究内容および業績については、ホームページを通じて一般に公開しており、本研究科の教員についても同様に行う。公表している項目は、基本情報（学生諸君へ、取得学位、学歴、専門分野、所属学会、教育研究社会活動の概要、担当授業科目、学内における委員会活動、社会貢献・国際連携等）、および、研究活動（著書、論文、その他）である。また、大学設置基準第 2 条の 2 および 25 条の 2、ならびに学校教育法第 109 条の法令を遵守し、学生や保護者が、適切に情報を得られるようにするとともに、学校教育法で定められている目的を達成するための公的な教育機関として社会への説明責任を果たすことに努めている。

なお、学校教育法第 113 条および学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定により法令に基づく情報公開として、大学ホームページにて公表している（<http://www.kyukyo-u.ac.jp> トップ>情報開

示)。

⑭ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

ファカルティ・ディベロップメント（授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修および研究。以下「FD」という。）に関する取り組みとして、教員の資質維持向上のため、本学では平成 20（2008）年に九州共立大学ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「FD 委員会」という。）を設置し、教育の質向上に向けた諸施策の企画、立案および実施を行ってきた。本研究科においても、教員の資質維持向上を図るため同様に行う。

平成 10（1998）年度から授業評価アンケートを継続的に実施している。このアンケートは、毎学期に全教員・全授業に対して実施しており、その結果を基に授業の改善ができるよう集計結果はすぐに教員に配布されている。さらに、平成 25（2013）年度からこの授業評価アンケートに加えて「ミニアンケート」を学期途中で行うことにより次回以降の授業にすぐにフィードバックさせ、教育内容・方法等の改善に繋げている。

加えて、平成 27（2015）年度から専任・非常勤の全教員に対し授業改善、資質向上を図るため、授業を展開するにあたり留意すべき基本的な姿勢や考え方、関連する各種の資料やデータを一冊にまとめた FD ハンドブックを発刊している。

また、スタッフ・ディベロップメント（大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、大学職員に必要な知識・技能を習得させるとともに、必要な能力および資質を向上させる研修。以下「SD」という。）に関する取り組みとして、本学では「FD・SD 研修会」を年 2 回開催しており、1 回目は教職協働の観点から教職員合同の研修会を、2 回目は事務職員のみによる「事務局 SD」研修会を開催し、専門知識の高度化と資質・能力の向上に努めている。

「事務局 SD」の実施に当たっては、年度初めに FD 委員会に SD 活動内容の企画書を提出し、承認を得たのち実施している。年度末に事務局全体で報告会を開催し、現行の事務組織のあり方とその所掌事務の見直しを行なうことで業務の軽減を図り、改革業務に傾注することができる環境の整備に取り組んでいる。

また、平成 29 年 4 月 1 日からの SD の義務化に伴い、本年度は第 1 回 SD 研修会「九州共立大学の改革について - 学長方針 - 」を 6 月に開催し、大学職員として必要とされる知識等の習得および資質の向上を図っている。